

【鉄道業務功労】元JR東日本
八戸保線区長

瑞宝単光章



千田 忠一 さん (83歳・稲瀬町)

昭和32年に日本国有鉄道に入社し、34年間線路の保全業務にあたりました。北上や盛岡保線区に所属した後、昭和58年から釜石保線区長、昭和60年からは八戸保線区長を歴任。昭和48年の陸中川尻での豪雪を思い出し「除雪車の燃料が無くなり職員自ら燃料を運んだ。夕方にやっと樺トンネルを開通できた」と当時の苦労を話しました。

【消防功労】元釜石市消防団分団長

瑞宝
単光章

昭和44年に釜石市消防団第3分団1部に入団し、分団長を務めるなど約42年間にわたって火災予防や津波避難誘導などに努めました。父、子と3代で消防団で活躍。尾崎白浜の山火事の消火活動や、東日本大震災での経験を振り返り、「苦労もあったが生きがいだった」と話しました。

高橋 照壽 さん (72歳・鬼柳町)

危険業務従事者叙勲

政府は5月18日、第32回危険業務従事者叙勲受章者を発表し、危険性の高い業務に精励した人に勲章が授与されました。

【警察功労】元県警警部

瑞宝
双光章

昭和41年に岩手県警察官となり、平成20年二戸署警務係長として退職するまでの42年間、警備警護や県内の治安維持に貢献しました。印象深い出来事は、天皇陛下が20代のころ、スキー練習などで岩手県を訪れた際に警護を担当したこと。「無事に終えた時の安堵感は忘れられない」と当時を振り返りました。

菅原 功男 さん (71歳・鍛冶町町)

春の叙勲

政府は5月21日、春の叙勲受章者を発表しました。叙勲は国家や公共に功労のある人に勲章が授与されるものです。

【保健衛生功労】元国立療養所
南花巻病院院長

瑞宝中綬章



齊藤 典彦 さん (79歳・村崎野)

昭和48年に国立療養所南花巻病院で精神科医として勤務し、院長として退職する平成11年までの26年間、医療現場で尽力しました。院長時代は診療の傍ら、新病棟の建設や病院統合などにも奔走しました。「目の前のことに一生懸命取り組んできただけ。頑張りが認められたようでうれしい」と喜びを語りました。

【鉄道業務功労】元国鉄鷹取工場長

瑞宝小綬章



片方 威 さん (86歳・幸町)

昭和31年に日本国有鉄道に入社し、鷹取工場長として退職するまでの28年間、鉄道マンとして新幹線事業や保安管理など多岐の業務で貢献しました。新幹線の雪害対策として散水消雪装置を開発したことなど苦労を思い出し、「皆がプラス思考で働けるように気を配った。鉄道の近代化に関われて幸せだった」と感慨深く話しました。

【専門工事業務功労】斎藤工務所工務部長

瑞宝単光章

和田 義信 さん (56歳・若宮町)

※本人に許可を得た内容のみ掲載しています



国保だより

問い合わせ 国保年金課 ☎72-8204
(税額のこと)市民税課 ☎72-8210

岩手県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成 31 年 9 月 30 日
記号番号 0123456	
氏名 北上 花子	性別 女
生年月日 昭和 25 年 5 月 6 日	
資格取得年月日 平成 27 年 4 月 1 日	
交付年月日 平成 30 年 10 月 1 日	
世帯主氏名 北上 花子	
住所 岩手県北上市芳町 1 番 1 号	
保険者番号 030064	交付者名 岩手県北上市印

国民健康保険(国保)は、皆さんが病気やけがなどをしたときに安心して診察や治療が受けられるようにするための制度です。国保は、加入者の皆さんが納める国民健康保険税(国保税)と国、県、市の負担金で賄われています。

郵便物をご確認ください！

国保税の納税通知書

国保税の納税通知書を7月中旬に送ります。年税額のほか、翌年度の仮徴収税額も記載しています。納期を守って納付してください。



高齢受給者証(70歳から74歳の人)

新しい高齢受給者証を7月下旬に送ります。有効期限は令和2年7月31日です(令和元年8月1日以降に75歳になる人は、後期高齢者医療の対象者となりますので、受給者証の有効期限は誕生日の前日までです)。

知っておきたい「国保」

■加入する人

全ての人が加入します(職場の健康保険に加入している人や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除く)。



■納付する人

世帯主が世帯分をまとめて納めます。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいれば世帯主に通知が届きます(国保加入者分を算定して通知します)。

■納付の仕方

納付書で納める人は7月から翌年2月までの年8回で納めます。

一定の条件に当てはまり、年金からの天引きで納める人は年6回で納めます(口座振替を希望する人は市民税課までご連絡ください)。

■国保税の内訳と決め方

国保税の内訳は、3区分あり、これらを合わせて納めます。「介護分」は40歳から64歳の人を対象です。なお、年度途中で加入または脱退した場合は、月割りで計算します。

- ①医療分…医療費に充てるもの
- ②支援金分…後期高齢者支援金に充てるもの
- ③介護分…介護保険納付金に充てるもの

知っておいて損はなし

こんなときはどうしたら！？

①災害などで納付が困難になったとき

災害や特別な事情により国保税の納付が困難で、一定の要件に該当した人は、国保税が減免されたり、納税が猶予されたりします。減免の申請は納付期限の7日前までにご相談ください。

- 減免のこと…市民税課 ☎72-8210
- 納付のこと…収納課 ☎72-8253

②倒産や解雇などで失業したとき

倒産・解雇などで失業した場合は、国保税が軽減されることがあります。軽減を受けるには国保年金課、または市民税課に申告書を提出してください。

- 問い合わせ…市民税課 ☎72-8210

③医療費が高額になりそうなとき

医療費が高額になる見込みが高い人は、あらかじめ「限度額認定証」の申請をお勧めします。この提示によって、1カ月間の1医療機関の支払いが自己負担限度額に抑えられます。

*市民税非課税世帯の人には、入院中の食事療養標準負担額の減額認定を兼ねた「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。

*認定証の有効期限は7月31日です。引き続き認定証が必要な人は7月以降に、国保年金課で更新申請をしてください(交付は8月以降)。

④交通事故に遭ったとき

交通事故など、第三者の行為による医療費は、本来加害者が負担しなければなりません。しかし、保険証を使って治療を受ける場合、市が一時的に治療費を立て替え、後日加害者に医療費を請求します。そのため、保険証を使用して治療を受けるときは、国民健康保険担当の窓口へ届け出が義務付けられています。速やかに国保年金課に届出書を提出してください。



■特定健診・特定保健指導を受けましょう

特定健診は、生活習慣病を未然に防ぐための、40歳から74歳の人を対象の健診です。健診の結果、生活習慣の改善が必要と判断された人には、特定保健指導が行われます。自分自身の健康状態を知るためにも、必ず受診しましょう。

